

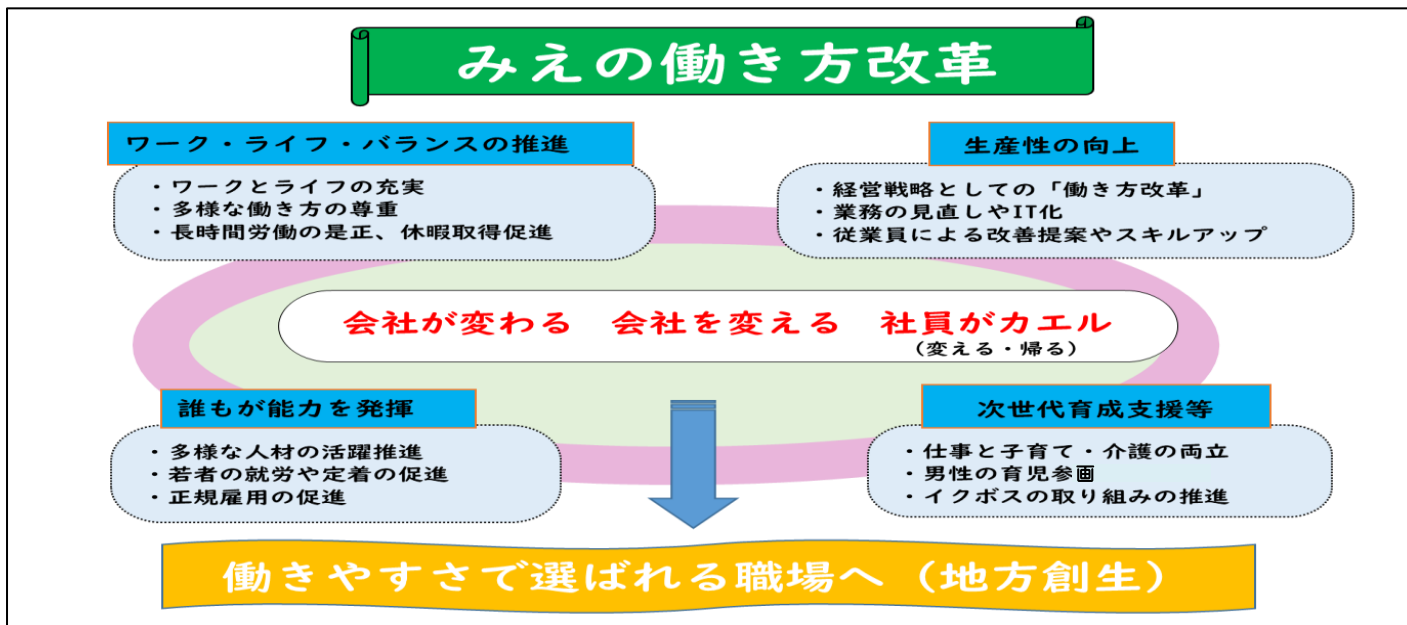
働きやすい職場をめざして

みえの働き方改革 推進企業

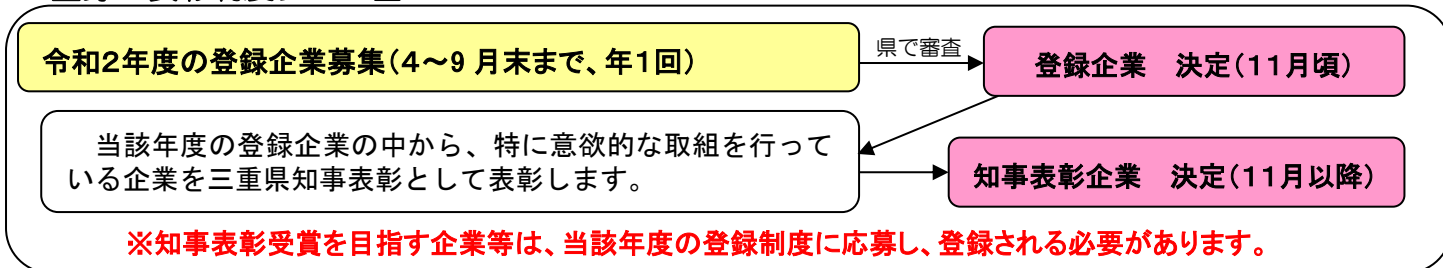


【募集期間】令和2年4月8日（水）～9月30日（水）

三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等の優れた取組を県内に広め、地域社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」の取組推進につなげることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。



■登録・表彰制度フロー図■



【お問い合わせ先】

三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班

〒514-8570 三重県津市広明町1 3番地

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

E-mail koyou@pref.mie.lg.jp

*詳細は三重県ホームページに掲載しております。

検索

三重 働き方改革登録



◆令和2年度「みえの働き方改革推進企業」登録基準の一部◆

* 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している	
○働く環境の改善	
・ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組(長時間労働是正の取組、従業員の健康づくり等)を行っている	
・所定外労働の削減のための工夫を行っている	
・年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている	
・生産性向上のための工夫を行っている	
・従業員の意見や要望、働き方に関するアイデアを聞いたり、ハラスメント相談窓口を設けている	
○誰もが働きやすい職場環境づくり	
・「女性」「高齢者」「障がい者」「若年者」「非正規社員」などを含め、誰もが働きやすい職場環境づくりを行っている	
・誰もが能力を発揮できる職場環境づくりを行っている	
○出産・育児・介護に関する制度整備	
・産前・産後休業期間、育児・介護休業期間、看護休暇の日数等が法律で定められた期間を上回っている	
・育児・介護中の社員のために、早出・遅出勤務、フレックスタイム制、在宅勤務等を実施している	
○制度が利用しやすい職場環境づくり	
・育児・介護休業を取得しやすくする取組(代替要員の確保、職場復帰時の研修等)を行っている	
・男性社員の育児休業取得を推進している(育児休暇(特別有休)設定、イクボス研修の実施等)	
○各種制度への参画(障がい者雇用推進ネットワーク、イクボス同盟、女性の活躍推進三重県会議等)	
○わが社の働き方改革宣言(重点的に取り組もうとする項目の宣言)	
○わが社自慢(独自性のある取組や制度活用例・実績等)	

【登録企業・表彰企業への優遇措置】

- 県のホームページ、広報誌等により登録・表彰企業の取組を広く紹介します。
- 登録・表彰企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
(名刺やパンフレット等に活用することにより、企業のイメージアップ等が期待されます。)
- 求人情報に登録・表彰企業である旨を記載することで、企業のイメージアップにつながります。
- 登録された企業には、取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 登録企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫と県が連携して創設した「みえの働き方改革推進企業応援貸付」が利用できます。
- 三重県中小企業融資制度の「働き方改革支援資金」(三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課所管)が利用できます。



◆これまでの知事表彰企業

年度	企業名(◎ベストプラクティス賞、○グッドプラクティス賞、・特別賞)
R1(2019)	◎住友電装株式会社 ○株式会社石吉組 ○株式会社光機械製作所 ・東海住電精密株式会社
H30(2018)	◎国立大学法人三重大学 ◎一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC ○日本トランスシティ株式会社 ・株式会社赤福
H29(2017)	◎株式会社百五銀行 ○住友電装株式会社 ○株式会社第三銀行 ・株式会社山下組 ・株式会社 ZTV ・株式会社石吉組